

定 款

一般社団法人ウォーター・リサイクル工法協会

一般社団法人ウォーター・リサイクル工法協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ウォーター・リサイクル工法協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市庵治町6391番地163に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、ウォーター・リサイクル工法（以下「本工法」という。）に関する技術の向上と普及及びその健全な発展を図ることを目的とする。

2. 会員共通の利益追求のため、前項の目的に資する次の事業を行う。

- (1) 本工法の普及及び広報活動のための事業
- (2) 本工法の技術資料、積算資料等の設備のための事業
- (3) 本工法の施工技術の確立のための事業
- (4) 本工法の施工技術レベルの認証のための事業
- (5) 本工法に関する技術情報の交換のための事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

第2章 社員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した個人又は団体を社員とする。

2. 社員となるには、当法人の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第7条 社員は、別に定める退会届を会長に提出し、いつでも退社することができる。ただし1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち3名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
3. 副会長2名以内、専務理事1名を業務執行理事として、理事会の決議によって理事の中から選定する事ができる。
4. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
5. 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、理事会で定めた順番で職務を代行する。
4. 専務理事は理事会が円滑に行えるよう業務を執行する。

(理事会への報告)

第22条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠、増員により選任された理事又は補欠により選任された監事の任期は、前任者ないしは他の理事又は監事の残任期間とする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は、第19条に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（相談役及び顧問）

第29条 当法人は必要に応じ、若干名の相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は本協会の設立及び運営に功労のあった者及び学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めたくえで選任する。
3. 相談役及び顧問は、会長の求めにより理事会に出席し、必要があるときは意見を述べるることができる。ただし議決権は有しない。
4. 相談役及び顧問は無報酬とする。

第5章 理事会

（構成）

第30条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事の選定及び解職
- （4）業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議があったものとみなす。

2. 前項の規定に拘わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提

出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細表
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、社員総会の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に譲与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、若干の委員会を設置することができる。

2. 第1項の委員会は、理事会から付議された事項について審議し、理事会に意見を提出する。

3. 第1項の委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成32年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりである。

	氏名
設立時理事	儀同 正夫、河野 文夫、内田 憲一、大西 潔 吉永 秀人、白藤 勝則、寺門 孝氏、土堂 進
設立時代表理事	儀同 正夫
設立時監事	中山 勇、前原 直之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
有限会社日昇 代表取締役 儀同 正夫	新潟県新潟市東区空港西二丁目10番29号
株式会社カワノ工業 代表取締役 河野 文夫	宮崎県宮崎市大字糸原1963番地27
株式会社スカイ・アーク 代表取締役 大西 潔	香川県丸亀市綾歌町岡田西2217番地1

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ウォーター・リサイクル工法協会の設立のため、定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。